

## 1 日本銀行代理店の業務廃止及び集約関係

Q 1 甲府地方法務局大月支局において、供託金の納付先が変更なると聞きましたが、いつから変更になりますか。

A 日本銀行の代理店集約・廃止に伴い、平成29年8月1日（火）から山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店に変更になります。

## 2 供託金等の受入れ関係

Q 2 今まで大月代理店に納付している供託金は、平成29年8月1日（火）からどこに納付したらよいですか。

A 山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店に納付してください。

Q 3 供託金は、山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店では納付できないのですか。

A 平成29年8月1日（火）以降は、山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店にしか納付できません。

Q 4 山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店は遠方のため、供託金をこの付近（大月市）で納付することはできますか。

A 電子納付又は振込方式による納付方法があります。また、金銭の供託については、供託所（法務局）及び日本銀行代理店に行かずに、「オンラインによる申請」をすることができます。

Q 5 オンラインによる申請の方法を教えてください。

A 供託の手続きは法務局の窓口で供託申請をしていただくほか、インターネットで供託いただくことが可能です。

インターネットで申請を行えば、わざわざ法務局へ出向くことなく供託の手続きが済みます。

インターネットによる申請方法は「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りありますが、比較的かんたんな「供託かんたん申請」をおすすめします。

Q 6 電子納付の方法を教えてください。

A 郵便局等のペイジー対応ATMで納付できます。この場合の手数料は、原則無料となっています。

ただし、ATMの利用上限額がありますので、郵便局等の各金融機関にご確認ください。

Q 7 納入予定の供託金が、ATMの利用上限額（各金融機関にお尋ねください。）を超える場合は、どうすればよいですか。

A 平成29年8月1日（火）以降は、山梨中央銀行都留支店の供託官口座へ振り込む方法により納付する方法、又は山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店へ直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくことになります。

なお、振込方式の場合は、振込手数料がかかり、都留代理店窓口で直接納付する場合は、都留代理店までの交通費がかかることとなりますので、あらかじめ御留意願います。

Q 8 平成29年8月1日（火）以降、当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をすればよいですか。

A 甲府地方法務局大月支局において、供託手続を行っていただき、供託金は、午後3時までに山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店に納付してください。

Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうすればよいですか。

A 平成29年8月1日（火）以降は、山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店に寄託してください。

Q 10 振込方式による供託金の納付について、何か変更がありますか。

A 平成29年8月1日（火）以降は、山梨中央銀行都留支店の供託官口座に振り込んでいただくこととなります。

### 3 供託金等の払渡し関係

Q 11 山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店での小切手による払渡しは、いつまで可能ですか。

A 平成29年7月31日（月）午後3時までとなります。平成29年8月1日（火）以降は、山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店で取り扱うこととなります。

Q 12 平成29年8月1日以降、山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店以外で、甲府地方法務局大月支局供託官が振り出した小切手を現金化する方法はありますか。

A 山梨中央銀行都留支店にある日本銀行都留代理店以外で小切手を現金化することはできません。供託金の払渡し方法として、「口座振込」の方法がありますので、そちらを御利用願います。